

食安輸発0817第1号
平成27年8月17日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

残留農薬の検査に係る輸入鯨肉の取扱いについて

輸入鯨肉の取扱いについては、「輸入鯨肉の取扱いについて」(平成26年9月2日付け食安輸発0902第1号)にて、全個体について、水銀、PCB、アルドリン及びディルドリン(総和として。)及びクロルデン(*cis*-クロルデン、*trans*-クロルデン及び代謝物のオキシクロルデンの和)に係る検査の実施について指導するよう通知したところですが、今般、残留農薬の検査に係る輸入鯨肉の取扱いについて、下記のとおり取り扱うこととしましたので、御了知の上、御対応方よろしく申し上げます。

記

アルドリン及びディルドリン(総和として。)及びクロルデン(*cis*-クロルデン、*trans*-クロルデン及び代謝物のオキシクロルデンの和)については、平成26年9月1日以前に日本に到着した個体と同一であり、優先順位が同位又は上位の部位のモニタリング検査が実施されている場合は、検査の指導は不要とすること。

なお、水銀及びPCBについては、引き続き従前のとおりとすること。